

原子力災害が起こったとき、身の安全を守るためにすべきこと

身の安全を守るため、自治体の指示に従って落ち着いて行動しましょう。

原子力災害は、地震や風水害などの自然災害とは違った特徴

(見えない・におわない・肌を感じない)があり、災害時にとるべき行動も違います。

また、原子力発電所でトラブル(事故)が発生し、さらに事態が進展すると原子力災害になるため、トラブル発生後、すぐに発電所施設外に放射線の影響が及ぶわけではありません。

原子力災害発生のおそれがある場合、事態の進展に応じて、「避難」や「屋内退避」などの指示が出されます。

	原子力発電所から5km圏内の地域 (PAZ)	身の安全を守るための行動	
		放射性物質放出前	放射性物質放出後
お住まいの地域	・避難行動要支援者※ ・妊婦、授乳婦、乳幼児やそのご家族 ・安定ヨウ素剤を服用できない方	避難 (一般住民より先に行動開始)	—
	避難行動要支援者のうち、直ちに避難を実施することにより健康リスクが高まる方(入院患者、社会福祉施設入所者等)	放射線防護施設等で 屋内退避 (一般住民より先に行動開始) (安全に避難できる準備が整った段階)	—
	上記以外の方(一般住民)	避難	—
	原子力発電所から5~30km圏内の地域 (UPZ)	屋内退避	屋内退避 (指示があった場合) 避難
	原子力発電所から30km圏外の地域	県や市町からの情報に注意	

※高齢者、障がい者等の要配慮者のうち避難の実施に通常以上の時間がかかる方

原子力災害による避難指示が出されたら

原子力災害時の「避難」は、お住まいの地域から(県や市町村の境を越えるなどして)離れて、県外や別の市町村などの安全な地域まで移動することです。自家用車による移動を原則とし、それが困難な場合は行政が手配した車両等で移動する計画としています。移動にあたっては、以下のルールを定めています。

1 自家用車で避難する方は、渋滞を緩和させるため乗り合わせを原則とし、定められた避難ルートにより避難経路所等に向かう

2 自家用車避難が困難な方については、市が設置する一時集結所等からバス等により集団避難を実施する一時集結所、避難ルート、(放射性物質が放出された後に避難する場合の)避難退域時検査場所及び避難経路所に関する情報は、県や市が作成した原子力災害広域避難計画のほか、以下の手段でもご確認いただけます。

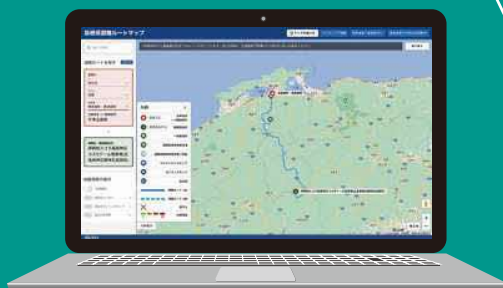
島根県避難ルートマップ

お住まいの地区を選択することで、一時集結所、避難ルート、避難退域時検査場所、避難経路所をご確認いただけます。また、表示内容を選択することで、道路の渋滞情報、ガソリンスタンド情報など避難時に有用な情報もご確認いただけます。さらに、災害時には県からのお知らせもご確認いただけます。

ルートマップ



操作説明



スマートフォンでも確認できます



※画像はイメージです。

島根県職員「原子力職」を募集しています

- 原子力関連業務の経験があれば、工学・理学系学科の方でも受験可能です。
- 受験者のご都合を考慮し、試験日程を設定します。



詳細はこちら

